

日本海A海域の沖合底びき網漁業のずわいがにの資源管理の概要

○公的管理(漁獲可能量、許可隻数等)と自主的管理(休漁、サイズ等採捕制限等)の組み合わせによる資源管理(共同管理)

<特徴> 公的管理措置

- ・漁業種類・資源に共通する基本的な措置
- ・比較的長期の継続的な措置
- ・法的な遵守義務を伴う措置

○数量規制

令和6管理期間の漁獲可能量(TAC)
3,700トン

○許可隻数(令和7年1月許可数)
109隻

○操業期間

オスガニ 11月6日～翌年3月20日
メスガニ 11月6日～翌年1月20日

○操業区域

○甲幅・採捕制限

オスガニ 甲幅9cm未満の採捕禁止
メスガニ 腹節内側に卵を有しないものの採捕禁止

○漁具制限

沖底の網口開口板の使用禁止

<特徴> 自主的管理措置

- ・資源や漁業、地域の実態に即した措置
- ・必要に応じて柔軟に導入する措置
- ・漁業者が自主的に行う管理、相互監視を伴う措置

日本海西部地域共通

○採捕期間の短縮

オスガニ

- ・カタガニ 公的管理措置と同じ
- ・ミズガニ 2月1日～2月末日
(又は2月19日～3月20日)

メスガニ 11月6日～12月31日

○採捕制限

- ・メスガニのうちアカコ・マンジュウガニは採捕禁止
- ・メスガニ、ミズガニの採捕尾数を航海区分(日帰り船、1晩泊船、1航海船)ごとに制限

府県単位の取組例

○採捕期間の短縮

メスガニ 11月6日～12月29日

○採捕制限

メスガニ、ミズガニの航海区分ごとの採捕尾数制限の強化

○甲幅制限の導入・拡大

- オスガニ 甲幅10.5cm未満の採捕禁止
- ミズガニ 甲幅10.5cm未満の採捕禁止
- メスガニ 甲幅7.0cm未満の採捕禁止

○保護区の設定

保護区(保護礁内、保護礁周辺等)での操業禁止

○ミズガニの採捕自粛

○休漁日の設定

【語句】

カタガニ：オスガニのうち最終脱皮後、1年以上経過
⇒ 商品価値高い
ミズガニ：オスガニのうち最終脱皮(9月頃)後、1年未満(殻が柔らかい)
アカコ：産卵(抱卵)後間もなく(数ヶ月経過)、卵の色がオレンジ色
⇒ 孵化が近づくと茶黒色に変化(クロコ)
マンジュウガニ：最終脱皮に至ってない未成熟のメスガニ